

人吉市交通空白エリア解消及び交通再編に向けた調査分析業務委託公募型プロポーザルに係る質問に対する回答書

プロポーザル名称			人吉市交通空白エリア解消及び交通再編に向けた調査分析業務委託公募型プロポーザル	
NO	該当資料名	頁等	質 問 事 項	左記に対する回答
1	仕様書 実施要領	P3-4 P6	業務(4)「区域運行への切替に向けた実証運行」にあたり、予約受付・配車・運行管理・運行データ取得のためのデマンド交通システム(AIオンデマンド)を導入・活用する提案を行ってよいのか。その場合、システムの初期導入費・利用料・保守費等を委託費に計上して差し支えないか。	実証運行の予約受付、配車、運行管理については、新たにシステムを導入するのではなく、本市における既存の乗合タクシー利用と同じ手法により行うこととする。 本市に適したデマンド交通システムを別に独自提案いただくことはかまわない。
2	仕様書	P3	仕様書(4)に「乗合タクシー事業者への運行経費は本市が支払う」とあるが、当該運行経費は本委託費(上限17,000,000円)の対象外(市が別途負担)という理解でよいのか。受託者の委託費には調査分析-実証運行支援・システム等に係る費用を計上する前提でよいのか。	お見込みのとおり。
3	仕様書	P2-3	市民アンケートのWeb回答について、受託者が回答プラットフォームを用意する前提でよいのか。市が指定するシステム・様式はあるか。また配布2,000件の宛名・発送に用いる対象者情報は、市が無作為抽出のうえ受託者へ提供いただける理解でよいのか。	Web回答方式については特に指定していない。 対象2,000件については、仕様書に記載しているとおり、抽出条件を設定いただき、その後その条件をもとに本市で無作為抽出を行い、受託者へ提供する。
4	仕様書	P2	回収予定数800件(回収率40%想定)に対し実回収が想定を下回った場合、督促、追加発送等の追加対応は当初委託費の範囲内での対応を求められるか。	回収率は、本市の想定であり、本業務における「客観的根拠に基づく「交通空白」の解消、及び過去の慣習にとらわれない大胆な交通再編案の取りまとめ」のため、十分な情報が得られればよいが、大幅に回収率が下回る際は、協議のうえ、対応するものとする。
5	仕様書	P3	事業者ヒアリング(5社)や自治体打ち合わせについて、オンライン併用は可能か。日程調整・出席依頼に際し、市の関与・仲介を得られるか。	お見込みのとおり。

6	仕様書	P2	公共交通の運行・利用・収支データ及び運賃データについて、交通事業者保有分を、市を通じて受託者へ提供いただけるか。提供されるデータの形式・粒度(GTFS、便別利用実績等)をご教示いただきたい。	データ提供及び形式については、現時点で各事業者のデータ形式が異なるため、指定できないが、可能な限り各事業者へデータ提供について協力をお願いしていく。また、実際のデータ提供方法については受託者と別途協議していく予定である。
7	実施要領	P3	アンケートの印刷・集計、GISデータ整備等の一部業務について再委託は可能か。可能な場合、再委託割合の上限や事前承認の要否をご教示いただきたい。	再委託については、書面により承認を得た場合は可とする。
8	仕様書	P2	スクールバスや福祉タクシー等の運行実態について、市が既に把握している台帳等の提供はありますでしょうか。提供が難しい場合、受託者側で各団体への個別ヒアリングを行うことを想定されているか。	特に台帳等はないため、個別ヒアリング等で調査いただきたい。
9	仕様書	P4	業務内容(4) ①ウ「乗合事業認可申請書の作成支援」について、実証運行開始(運行期間:令和8年10月~12月)に間に合わせるための運輸局等への申請書提出期限(デッドライン)はいつ頃を想定されているか、ご教示いただきたい。また、申請書類の作成は受託者、提出手続きは運行主体である乗合タクシー事業者(つばめ交通㈱、㈱TakuRoo人吉営業所)が行うという理解でよいか。	申請書提出期限は、実証運行開始の1か月前に提出する必要がある。 申請書類の作成及び提出は、運行主体である本市が行う予定である。ただし、作成支援については本業務に含める。
10	仕様書	P4	業務内容(4) ①ウに「人吉市地域公共交通会議の回数は2回を見込む」とあるが、運賃設定など実証運行に向けた決定事項があることを踏まえ、当該2回の開催時期(契約締結後、概ねいつ頃を想定しているか)をご教示いただきたい。	第1回目を8月中、第2回目を10月中に予定している。
11	仕様書	P4	業務内容(4) ②イ「広報及び利用促進」における実証連行の案内チラシについて、デザイン作成は受託者の業務範囲との理解でよいか。その場合、印刷及び対象地域への配布に係る費用も本委託費(上限17,000,000円)の対象に含めてよいか、確認したい。	お見込みのとおり。

12	仕様書	P3	業務内容(4)の表に「運行形態：区域運行」「運行頻度：対象地域の住民と意見交換等を行い決定」とあるが、運行方式について、あらかじめ運行日・時刻表を定める定時定路線型を想定しているか、予約状況に応じて経路を柔軟に変更するセミフルデマンド型を想定しているか、市としての方向性をご教示いただきたい。	本市としては「区域運行」を想定しているが、この他効率的な形態があればご提案いただきたい。
13	仕様書	P3-4	業務内容(4)における実証運行の予約受付(コールセンター機能)について、運行主体である乗合タクシー事業者(つばめ交通㈱、(株)TakuRoo人吉営業所)が自社で対応する前提か、受託者が導入するデマンド交通システムの一部としてコールセンター機能を構築・運用することを想定されているか、確認したい。	乗合タクシー事業者が自社で対応することを想定している。
14	仕様書 実施要領	P1, 3, 5 P1-2	スケジュールの記載について、仕様書P1「3業務期間」では実証運行開始日を令和8年10月1日、P3の業務内容(4)表では運行期間を令和8年10月～12月としている一方、P5「7スケジュール概要」では「実証運行の実施・効果検証」を令和8年11月～令和9年1月としており、開始時期に約1か月の差異が見受けられる。また、実施要領P1-2「7スケジュールについて(1)全体スケジュール」の記載とも一部整合していない箇所がある。実証運行の実施時期について、正確なスケジュールをご教示いただきたい。	実証運行については、P5「7スケジュール概要」に記載しているとおり、令和8年10月に実証運行にむけた調整・検討を行い、令和8年11月～令和9年1月にかけて、実証運行の実施及び効果検証を行うことで統一させていただく。
15	実施要領	P4	参加表明の提出期限において、法的な手続きや公的機関の発行遅延等、合理的な理由により「印鑑証明書」や「登記事項証明書」等の公的証明書の原本が期日までに用意できない場合、以下の対応は認められますでしょうか。 参加表明書等の他の書類を期日までに提出し、不足する公的証明書については、準備が整い次第、速やかに後日提出。	原則、期日までに公的証明書等を取得し、全て提出することとするが、期日に間に合わない特段の理由がある場合は、個別に判断する。
16	仕様書	P2	公共交通の現況整理及び分析を適切に実施するにあたり、公共交通事業者様が保有されている運行実績、利用実績、収支実績等のデータについて、受託者にご提供いただける範囲をご教示ください。また、提供予定のデータについて、データ種別、対象期間、集計単位・粒度、ファイル形式等が現時点で想定されている場合は、あわせてご教示いただけますと幸いです。	No6参照
17	仕様書 実施要領	P1 P2	仕様書「3 業務期間」では「契約締結の日から令和9年2月26日(金)まで。なお、実証運行開始日は令和8年10月1日からとし、変更がある場合は本市と受託者において協議する。」と記載がございましたが、実施要領「7 スケジュールについて」では実証運行実施は「令和8年11月～」となっており、文書間で開始月の記載に相違があるように見受けられます。この点について、実際の実証運行開始予定月をご教示いただけますと幸いです。	No14参照

18	仕様書	P1	業務の目的において、「交通空白地区（永野地区、大畑地区の一部）」という記載がございますが、「大畑地区の一部」の具体的な範囲（町丁目・字単位等）をご教示いただけますと幸いです。	永野地区については、上永野町及び下永野町の全体である。 大畑地区については、大畑麓町及び大畑町が範囲となる。しかし、大畑町は一部乗合タクシーの路線を除いた範囲となる。
19	仕様書	P4	4頁の②地域住民への周知・広報支援において、住民説明会の開催回数は「2エリア×1回以上」と想定されていますが、説明会の回数の上限イメージ（例：2回程度を想定等）がございましたらご教示ください。また、案内チラシの配布方法について、「別途協議する」とありますが、企画提案書において具体的な配布方法（配布ルート・手段等）を提案することは可能でしょうか。こちらもあわせてご教示いただけますと幸いです。	説明会の開催回数については、上限は特に想定していない。 案内チラシの配布方法については提案に含めていただいてもよい。
20	実施要領	P4	JVでの参加を検討したいのですが、JVでの参加申込みは可能でしょうか。	広く公募を行う必要があると判断し、JV（共同企業体）での参加を可するため、別途実施要領及び様式を修正したため、ご確認いただきたい。
21	実施要領	P4	(No. 1の質疑で伺ったJVでの参加申込みが可能な場合) 参加申込書は「JVのもの」を、その他の書類等は「JVの構成員それぞれのもの」を提出したらよろしいでしょうか。	JVとして参加申込みする場合は、参加申込書（様式2）と業務体制表（様式4）については、「JV」として提出し、それ以外の提出書類は、「JVの構成員」それぞれで提出とする。
22	実施要領	P4	組織の発展的拡大のため、主要メンバーを承継し公益財団法人から株式会社へ実質的な組織改編を行っているのですが、業務実績書には公益財団法人での実績も、株式会社での実績も記載してよろしいでしょうか。	記載しても可とするが、公益財団法人と株式会社の関係性を客観的に説明できる資料を提出いただき、どこまでを実績とするかは、選定委員会で判断する。
23	実施要領	P4	(No1の質疑で伺ったJVでの参加申込みが可能な場合) 説明に当たっては、参加人数は3人以内とありますが、JVから3名以内の参加と考えればよろしいでしょうか。それとも、構成員それぞれから3名以内と考えればよろしいでしょうか。	JVから3名以内の参加とする。

24	仕様書	P2	「公共交通事業者が保有するデータ、資料など」について、どのようなデータや資料を提供いただけますでしょうか。	No6参照
25	仕様書	P3	「乗合タクシー事業者への運行経費」には、どのような費用が含まれますでしょうか。	乗合タクシーを利用した経費から、利用者からの運賃収入を差し引いた金額を支払うもので、本市と乗合タクシー事業者が別途契約を行うこととする。